

北海道選挙管理委員会告示第57号

北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成30年12月13日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

北海道選挙管理委員会規程（昭和48年北海道選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項の表美唄市の項を削る。

附 則

この規程は、平成30年12月13日から施行する。